

【県庁舎跡地の貸付条件】

①貸付申請人の資格

- ・ 長崎県民若しくは、長崎県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- ・ 地方自治法施行令第 167 条の 4 に定める者のほか、次に掲げる者でないこと。
 - ① 公有財産に関する事務に従事する県の職員
 - ② 貸付物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所の用に供しようとする者
 - ③ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
 - ④ 前号に掲げる者から委託を受けた者
 - ⑤ 次のアからキのいずれかに該当する者
 - ア. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ. 個人又は法人の代表者が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ. 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ. 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ. 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ. 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ. 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- ・ 「長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱」に基づく排除措置を受けていないこと。
- ・ 「長崎県建設工事暴力団対策要綱」に基づく指名除外を受けていないこと。
- ・ 法人の代表者及びその役員が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えていない者でないこと。
- ・ 公共の安全及び福祉を脅かす団体又は団体に属する者でないこと。

②使用制限（例）

- ・ 風俗営業、暴力団事務所、公序良俗に反する用途、政治的・宗教的中立を損なう用途、その他社会通念上不適切と判断される用途には使用できません。

- ・ 騒音、振動、悪臭が著しく発生すると予想され、管理又は環境保全上不適切と
- ・ 判断される用途には使用できません。
- ・ 駐車場としてのみに使用することはできません。
- ・ 以上のほか、使用目的や用途により貸付を認めない場合があります。

③借受者の決定

- ・ 貸付申請書を先着順で受け付けます。
- ・ 貸付申請書の内容（使用目的・用途、希望貸付期間等）を審査のうえ、適当と認められる方を借受者とします。

④貸付承諾書の交付

- ・ 県は、借受者が決定したときは、「公有財産貸付承諾書」を交付します。

⑤貸付料の納付

- ・ 貸付料は、県が発行する納入通知書により、県が指定する期日までに全額納付
- ・ していただきます。

⑥原状回復

- ・ 貸付けた財産については、貸付期間の満了日（貸付を解除した場合は指定する期日）までに、借受者の負担により現状に回復したうえで返還してください